



日 鶏 協 回 覧 板

2025 年 9 月 29 日
一般社団法人日本養鶏協会

高病原性鳥インフルエンザ発生時における 手当金等の減額の決定に係る考え方について

農林水産省は、令和 7 年 10 月以降、飼養衛生管理基準の不遵守や早期通報違反について、高病原性鳥インフルエンザ発生時における手当金及び特別手当金の減額の決定に当たっては、メリハリのある評価を行うことから、その考え方について都道府県を通じて生産者の皆様方に対し周知を図ることとしておりますので回覧します。

家畜伝染病予防法により、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、家畜の所有者に対して手当金および特別手当金が交付されます。

一方で、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金及び特別手当金の全部又は一部を交付せず、又は返還させることとされています。不交付又は返還の対象者は、以下の状況を総合的に勘案して決定されます。

- (1) 飼養衛生管理の状況
- (2) 早期通報の実施状況
- (3) まん延防止への協力等の状況

詳細は、下記の URL をご覧ください。

【農林水産省 HP】

[手当金及び特別手当金の交付について：農林水産省](#)

日鶏協回覧板 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会
〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号 馬事畜産会館内(5 階)
TEL：03-3297-5515 FAX：03-3297-5519 発行日：2025 年 9 月 29 日
編集・発行責任者：石井 馨(info@jpa.or.jp)



日 鶏 協 回 覧 板

2025 年 9 月 29 日
一般社団法人日本養鶏協会

手当金の減額について

疾病発生農場において、飼養衛生管理基準の不遵守・早期通報違反・虚偽報告等、発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかった場合、手当金・特別手当金を減額して交付。
発生時の状況について精査し、外部有識者の見解を踏まえて減額率を決定。
これまでの豚熱発生事例では、減額率は **2%～33%**だが、**減額率に上限はない**。

【主な減額理由】

- 飼養衛生管理基準違反
 - ・衛生管理区域専用の衣服・靴の着用等の交差汚染防止対策**不徹底**
 - ・衛生管理区域に乗り入れた車の車内における交差汚染防止対策**不徹底**
 - ・谷の水や井戸水を使用する際の**消毒の不徹底**
 - ・畜舎に出入りする際の**手指消毒（手袋交換）の不徹底**
 - ・家畜の**畜舎間移動時の通路の消毒不徹底**
 - ・畜舎に**重機・一輪車等を持ち込む際の消毒の不徹底**
- 早期通報違反
 - ・死亡頭数の増加などの異常が確認されていたにもかかわらず、家畜保健衛生所への**通報が遅延**
- 虚偽報告
 - ・早期発見・まん延防止のために家畜保健衛生所が実施する報告徴求の際に、**虚偽の報告**を実施

令和 7 年10月以降の運用について

高病原性鳥インフルエンザの令和 6 年シーズンの発生を踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすために策定した**鳥インフルエンザ対策パッケージ**において、**手当金減額率の見直しの方針**を示しました。また、**昨今の高病原性鳥インフルエンザや豚熱において再発事例**が見られています。これらを踏まえ、令和 7 年10月以降、飼養衛生管理基準の不遵守や早期通報違反について、**発生予防及びまん延防止への影響を考慮し、減額の決定に当たってはメリハリのある評価**を行います。

【鳥インフルエンザパッケージ及び昨今の事例を踏まえた主な見直しポイント】 （※令和 7 年10月以降の発生事例から適用）

- 高病原性鳥インフルエンザの特定症状の通報の遅れは、病原体の増殖による伝染病の地域内でのまん延のリスクとなる
 - 早期通報の実施状況をより重視**
 - 記録の備え付け等**早期通報が果たされれば相対的に重要度の下がる項目については、**比較的影響を小さく勘案**
- 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の再発事例において度重なる飼養衛生管理基準の不遵守がみられる
 - 飼養衛生管理基準の連続不遵守項目をより重視**